

静岡県告示第426号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については令和3年5月26日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和7年5月25日付けで消滅した。

令和7年5月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

加入区の名称

地頭方加入区